

様式第2号

家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書

- 1 私及び同一世帯に属する者は、この要綱による補助金の交付を受けていません。
- 2 私及び同一世帯に属する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 私及び同一世帯に属する者は、地方税法の規定による本市の市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税の滞納はありません。
- 4 私は、鳥栖市補助金等交付規則第5条第1項及び鳥栖市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱第8条に規定する補助金の交付決定が行われるまでは、家庭用防犯カメラの購入及び設置工事に着手しません。
- 5 撮影したデータ及び撮影したデータから知り得た情報は、防犯目的以外ではこれを使用せず、他人のプライバシーを侵害することのないようにします。また、次の場合は、捜査機関等への情報の提供に応じます。
 - (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 6 設置する家庭用防犯カメラは、転売・譲渡等を目的としたものではありません。
- 7 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して、苦情や問い合わせを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応し、紛争が生じたときは、責任をもって解決にあたります。

鳥栖市長 様

年 月 日

氏名(署名) _____